

# 顧問弁護士が **グッと** 身近に！ いま注目の「頼りーがる」とは！？



## 加藤 丈晴 弁護士 インタビュー



### 法律相談で1番多いのは 滞納トラブル

#### 編集長

賃貸業に関わる法律相談はどんなものがありますか？

#### 加藤弁護士

大家さんの相談で1番多いのが滞納です。最初は「家賃の振込を忘れたのかな？」という程度からスタートして、気付いたらあっという間に月日が経っていて、入金確認すると1年以上滞納していたというパターンが多いです。1室当たりの賃料が低くても、1～2年長期滞納していると大変です。

#### 編集長

サラ金で少しずつお金を借りていたら、借金が大きく増えていた…みたいな感じですよ（笑）。ぼくは一応、法学部出身なので法律の考え方は少し分かりますけど、一般の方だと裁判の仕組みや法的手続きなんてほとんど知らないでしょう。とはいっても、厄介事を先延ばしにしているうちに滞納金は毎月増えて、気がついたら何十万単位にもなってしまいます。

#### 加藤弁護士

まずは管理会社に滞納の相談をすると思うのですが、管理会社がうまく対応してくれない場合は、一個人である大家さんはお手上げになってしまうわけです。そうすると「解決の筋道が見えない」と悩まれて二の足を踏んでしまう方も多いのです。

### プロフィール



加藤 丈晴氏  
かとう たけはる

法律事務所 A.I.Links 代表弁護士。早稲田大学法務研究科卒。弁護士登録以降、中規模事務所にて会社、個人を問わず、

多種多様な事件を担当し、弁護士3年目にして多数の顧客に支えられ独立。平成28年5月には事務所を麹町に移し、さらに業務分野を拡大中。

<http://www.ai-links.jp/>

#### 編集長

ぼくは10年ぐらい賃貸経営をやっていますが、最近は管理会社さんが賃貸付けで保証会社に加入することが多くなっています。保証会社に入っておけばひとまず安心ということで、昔に比べて管理会社さんの解決能力が落ちているような気がします。

例えば、家賃督促の手段として明渡訴訟の前に督促状を送ったり少額訴訟をおこなったりするのですが、以前はそういった手順を踏んで解決できる社員さんが結構いました。今は大手の管理会社さんでも自社ではそういった督促をやっていないところが多いですからね。

加藤弁護士

滞納が始まった最初の段階でご相談いただければ、「まずは内容証明を送ってみてプレッシャーをかけましょう。もし滞納が続くようでしたら、訴訟提起しましょう」とか、滞納の段階や金額に応じて費用対効果も含めてさまざまな提案や対策が取れると思います。

内容証明を出すときにも弁護士名が入っているかどうかで、相手の反応が結構変わることもあります。



編集長

そうですね。弁護士事務所から内容証明が届いたら、普通は怖くて受け取りますよ。そういえば、内容証明って実は受け取らなくてもいいんですよね？

加藤弁護士

そうですね、受け取り義務はないです。

編集長

ぼくも内容証明を出したことがあって、そのまま受け取り拒否で戻ってきたので弁護士さんから出し直してもらいました。そしたら一発で解決しましたよ(笑)。

加藤弁護士

クライアントの方から「内容証明がきたけど、どうすればいいですか？ 怖いからまだ開けてないです」というようなご相談もあります。開けていなくても、受け取った時点でその手紙に書いてある内容が伝わったとみなされるので、書類は受け取ったけど開けてないというのは、一番意味の無いパターンですけどね(笑)。

編集長

弁護士の先生から届いたものだから、受け取らないと問題になるのではないかとと思うのかもしれないね。

加藤弁護士

そういうプレッシャーがあるから皆さん受け取っていただけるし、書面を見てもらえれば交渉のきっかけになります。

編集長

滞納はとにかく早めに手を打っていくことが大事ですね。内容証明を受け取る側はビックリすると思いますが、賃貸経営においては日常業務のようなものですから、気軽に弁護士さんをお願いできると助かります。

加藤弁護士

我々の業界では「内容証明を弁護士名で出してくれ」という依頼に対して、一般的には5～10万円ぐらいはかかってしまいます。ただ、内容証明の実費自体は2～3千円程度ですし、家賃滞納であれば書面の記載内容もほぼ定型で決まっています。極端な話をすれば賃貸の契約書と滞納状況が分かる資料だけあれば、30分ほどで書面は作れると思います。

編集長

ぼくは本を見ながら丸1日かけて書きましたが、郵便局に持って行ったら不備があると言われて返されましたよ(笑)。

加藤弁護士

内容証明の形式はとても細かいですからね。わたしは電子内容証明を使っているので郵便局に持ち込むことは少ないですが、郵便局でやると3通の文書を全て確認するので時間がかかります。

編集長

督促以外ではどんな相談がありますか？

加藤弁護士

売買ですと建築瑕疵など購入後のトラブルや、近隣住人とのトラブル、管理会社とのトラブルなどがあります。ただ、やはり滞納と明け渡しが大ききなシェアを占めています。

編集長

うちの会社が扱っている案件で、宅建業者さんから買った物件の室内がカビだらけだった、という問題が発覚しています。これは瑕疵になりますか？

加藤弁護士

細かい話をお聞きしないと何とも言えないですが、広い意味では瑕疵である可能性はあるでしょうね。居住者からクレームが出ていたのに買主にもそれを一切知らせていない

状況ですよね？

債務不履行で契約自体を解除するのか、債務不履行に基づいて損害賠償請求するのか、もしくは瑕疵部分を補修してもらうか…。解決の選択肢は幾つかあると思います。

編集長

すでに融資を受けて物件を購入していますから、契約解除はそう簡単ではないと思うのですが…。現実的な線でいくと、手間が掛かりにくく、ダメージが少ない方法を先生にご提示いただくという形でしょうか？

加藤弁護士

そうですね。詳しいお話を伺って情報をまとめてから、いくつかの手段をご提案させていただきます。現時点でお聞きした話の中だけで考えると、その売主さんの負担ですべて修繕し、その後の保証もきちんと付けてもらう。もしくは買主側で修繕をして、かかった費用を損害賠償として売主さんに請求する。このような選択肢が考えられるかなという気はします。

## 気軽にメールで相談できる “頼りーがる”の活用法

編集長

「頼りーがる」は、無料相談を何回でも利用できるのが大きなメリットの1つですが、メールで相談内容を整理して伝えるというのは、利用者にとって意外とハードルが高いものではないかと疑問に思っています。問題点を分かりやすく文章にまとめるのは結構難しいですよ。

加藤弁護士

わたしはこれまで多くの依頼人たちとメール相談をやってきましたので、その点の難しさは理解しているつもりです。もっとも、事実関係の整理さえできれば最後までメールでのやり取りであっても意思疎通に不自由は感じておりません。もちろんパソコンが不得手な方には、お電話や対面でサポートしていきます。

編集長

そこまでやっていただけるならば安心ですね。ぼくが気になったのは、単純に相談者が文書で上手に内容を伝えられるかという点です。これまでのメール相談でも、取り留めのない相談が届くことはありませんでしたか？



加藤弁護士

ええ。何スクロールもある長文を読んでも、要点がまったく分からず、結局ゼロから聞き直すことはあります（笑）。

編集長

その辺の対応には慣れているんですね。

加藤弁護士

はい。逆に口頭だと脱線したり話が流れてしまうことでも、メールでピンポイントに「これを教えてください！」とお願ひしたら的確な回答が届くことはよくあります。

編集長

弁護士さんと話をするのは緊張するという方もいると思うのですが、本当に気楽な気持ちで相談しても大丈夫でしょうか？

加藤弁護士

とにかく自由に話をさせていただければと思っています。その中から個別の事情や、問題点が明確になってきますし、本人が気付いていなかった別の問題が発覚するなんてこともありますから（笑）。

編集長

洗いざらい話した方がいいですね（笑）。

加藤弁護士

あとは大家さんが何か行動を起こす前に「これは法律的に問題ありますか？」と聞いていただければ、紛争化する前に対応策をアドバイスすることができます。たとえば何かトラブルがあつてすぐ弁護士が出ていくと角が立ちますけれど、大家さんや管理会社さんが感情ではなく法律の知識を前提として対応していただくと丸く収まるケースがあります。

編集長

ぼくの場合は、むしろ弁護士先生の名前で交渉して欲しい案件が多いですね。先ほど話したカビ問題も相当な準備をしてぼくが言ったところでなかなか動かないと思いますが、弁護士さんから言われたら少なくとも無視はしないだろうかと…。

加藤弁護士

確かに問題の性質や大家さんの交渉能力によって、わたしたちの使い方が変わってくると思います。ただ、「弁護士には行ってもらわないと解決できない」と思うようなことだけでなく、「こんなこと相談していいのかわかんないけど、とりあえず聞いてみよう」という気持ちで楽にお話いただければと思います。

編集長

メール相談のほかに、企業法務や不動産法務が無料で利用できますよね？

加藤弁護士

売買のときに多いのは契約書のチェックです。売買契約書はほぼ定型なので、特約事項がある場合にメールで契約書案を送っていただき、その契約内容に問題がないかを確認します。相続に関しては、ご自身の遺言書を作る際にサポートします。たとえば高齢の入居者さんに対するご相談もできます。



編集長

相続は確かにに考えなきゃいけないと思っています。以前参加したあるセミナーで感銘を受けたのですが、億単位のお金を動かしている大家さんは将来誰に事業承継していくのか、また負債をどう処理するのか考えておかないといけない。相続は遺産を誰にどう分けるかが問題になりがちですが、ある

日突然事故で亡くなることもあるわけですから、今から考えておくことは大事なことですよね。

加藤弁護士

「じゃあ、実際どうする？」となると、なかなか難しい問題ですけどね（笑）。

編集長

ぼくも1年ぐらい何もしていないですよ（笑）。やっぱり自分が死ぬ話なんて積極的になれないですけど、30代40代からでも遺言書を作っておくのは悪くないと思います。変な話ですけど、「頼りーがる」の会員になると初年度は登録費と会費で5万円ですよ？ これで遺言書の作成をお願いすると、元が取れちゃいますよね（笑）。

加藤弁護士

そう言われるとたしかに…。あれ、大丈夫かな？（笑）。おっしゃるとおり、相続は誰しが必要なことですから、遺言書の作成費用も実費以外はいただきません。

編集長

遺言書作成にかかる実費はどういうものですか？

加藤弁護士

遺言の中でも公証役場で作成する公正証書遺言というのをお勧めしておりますが、公正証書遺言を作るときは、財産価額に応じた手数料が何万円か発生します。普通に弁護士へ依頼すると、これとは別に弁護士費用としてほしい10万円ぐらいは請求されるでしょうね。



業界内でも新しい料金体系の顧問弁護士制度

編集長

ところで弁護士先生は「態度がデカイ」とか「高額な依頼費がかかる」とかあまりイメージが良くないですよ。先生から見て、実際にはどう感じていますか？

加藤弁護士

そういう先生は確かにいらっしゃいますよ（笑）。

編集長

それは高齢の方とか、いわゆる重鎮のような先生ですか？

加藤弁護士

人によりますね。最初に入った事務所の雰囲気にも左右されると思うのですが、高齢の先生が1人いて紹介だけで十分成り立っている事務所では「これはこうだ！ こうしなきゃ駄目だ！」という言い方をする先生が多いです。これを若手や中堅ぐらいの先生がやっていると、態度がデカイ弁護士だと思われませんか。同じ言い方であっても、これまでの関係性によって受け取り方がまったく違うので、誤解を生じることもあると思います。

編集長

やはり40～50代になってくると、態度が大きくなってくるものですか？

加藤弁護士

経験を積むとそういう言い方になってしまうことがあるのは実情としてあるように思います。ただ、わたしの尊敬する師匠は、常に「弁護士もサービス業だからね」と言っていました。一昔前までは、2割司法といわれていた現状があり、つまり法的問題が1割あるとしたら、弁護士や司法が解決できる案件は2割程度しかないということです。これは大いに改善すべきところで、そのためにはやはり弁護士の敷居を低くして、「なんでも相談できる体制作り」が必要だと思っています。

わたしは弁護士業をやっていく中で、せっかく独立して事務所を構えている以上は今までと同じようにやっていたら面白くないですし、先輩方がリーチできなかった部分に対して積極的にリーチしていきたいと考えています。

編集長

業界の中ではそんなに多くない考え方のような気はしますが、若手だとそういう志を持っている方がいるのですか？

加藤弁護士

そうですね、増えていますよ。

編集長

全然関係ないですけど、先生はバッジをしていないですね？

加藤弁護士

持っていますが、あんまり好きじゃなくて（笑）。

編集長

バッジしてない弁護士先生は初めて見ましたよ。みんなこれ見よがしに付けているじゃないですか。

加藤弁護士

わたしは見た目がこんな感じなので、いかにも「弁護士です」というスタイルをウリにはしていないのです。もう少しラフな感じで「一緒にやってみましょう！ なんでも話してくださいね」というスタンスで話を聞くことが多いです。

編集長

今回の顧問弁護士サービスは、業界でも破格の料金設定ではないかと思いますが、そこに対して抵抗感はなかったですか？ 弁護士さんは法律や裁判においてプロ中のプロですから、依頼する側はある程度の高い料金でも仕方ないと思っている所はあると思います。



加藤弁護士

わたしが弁護士費用のお見積もりを出すときは、「これだと高すぎるから、このぐらいにしましょうか？」というようなお話をしながら進めています。事務所経営をしている身からすると、ある程度もらわないと動けないというジレンマはありますが、なるべく費用を抑えた方が依頼者の方も弁護士を使いやすいと思います。

そもそも損害額が少ないから弁護士を頼めないとか、損害金が回収できそうだから弁護士を依頼できるというジャッジは理念的におかしいですね。

今ある弁護士費用の相場観はこれまでの弁護士の働き方に沿って作られてきたものですが、今回のサービスのように一度に多数の依頼者を見込めるのであれば、それは母数がまったく違う話なので採算ベースも変わってきます。こういう料金体系は弁護士協会の中でもかなり異例な状況です。

編集長

どっちにも納得感がある制度というのは、本当に理想的だと

思います。ただ、中にはこうした制度を悪用しようという人がいるかもしれません。その対策は考えていますか？

加藤弁護士

こういう言い方をすると警戒心を持たれるかもしれないですけど、いくらご依頼があっても訴訟できる・できないの最終判断は個々の弁護士の法的な判断によって決まります。たとえば「あいつに1000万貸したから全額回収したい。訴訟を起こしてくれ！」と言われても、その経緯や証拠となるものは必ず確認をさせていただきますし、確認が取れない場合は「それちょっとおかしいですよ？」というところでストップします。

基本的にはメールベースのやり取りですが、訴訟までいくような場合は一度面会をして確認をさせていただきます。あまりにおかしな場合には、お断りするケースもあるかとは思っています。

たときに弁護士の見解をお話して、それを元に社内に対応策を検討した後、最終的に裁判となれば改めてご依頼いただくという使い方が多いですね。

編集長

そういう意味では大家さんのトラブルは、ワンパターンというか、比較的定型化された問題が多いかもしれませんね。滞納者はさまざまですが、滞納している事実は同じですから解決手段も自ずとパターン化できますよね。

加藤弁護士

そうですね。あとは法人化していてもほぼ1人でやっている方、自分の問題について他人に相談できなくて悩んでいる方、大家さん仲間が少ない方などにもオススメしたいです。メール1本で気軽にご相談いただければ、弁護士としての見解をお答えします。やはり「これで大丈夫かな？」と不安を抱えたまま進むのと、メール1本で法律的な裏付けを取ってから進むのではまったく違うと思います。

編集長

今はネットでいろんなことを調べられますけど、やはり法務に関することはネットにきちんと載っていないことが多いです。その他の入居付けやリフォームや融資はたくさん情報が出ていますが、法律的なところはケースバイケースで文字としてネットに出すと誤解が生じやすいのでしょう。

加藤弁護士

ネットで調べたことが自分の問題にマッチしていると思っても、実際には当てはまらないことも非常に多いです。例えばネット上で法律相談をしているサイトなどは、質問者も回答者も互いに抽象化して書いてあるため、それが自分の事例に似ていたとしても収まりきらない事実が隠れている場合があります。実際、わたしも依頼人から「ネットにはこう書いてあるのですが…」と言われたことがあります。おそらく私の回答がその時の依頼者の期待するような回答じゃなかったことをもめるのかもしれませんが、そのようなときにはネットの内容を実際に見せてもらい、「今回の案件はこういう事情があるので、やはりこちらの法理が適用になります」という風に説明させていただきました。

編集長

前提となる知識が乏しい中で話をしているので、医療と同じようにどうしても誤解が生じやすい分野ではありますね。やはり個別の相談を弁護士さんに直接できるのが、このサービスの大きなメリットですね。どうもありがとうございました。



ネット情報をいくら見ても  
トラブルは解決しない！

編集長

最近規模が大きい事業者としての大家さんが増えています。一般企業と変わらないような形で社員さんを雇っている方もいらっしゃるのですが、労働環境や雇用問題などでトラブルが起こることもあると思います。これは社労士さんの分野かもしれませんが…。一般的な企業法務も無料対象になるということで、そういう意味では規模の大きい大家さんにとってはメリットのあるサービスですよ。

ちなみに弁護士さんに顧問をお願いする場合は、一般的に幾らぐらいかかるものですか？

加藤弁護士

弁護士会の統計によると、一般的な企業の顧問契約料は月3～5万円が1番多いレンジになります。場合によっては、月10万円というところもあります。あとは個々の契約次第ですが、月2～3回の法律相談ができて、個別案件が発生したときには通常料金の7～8割でやることが多いかと思っています。

編集長

家賃収入が月50万円ぐらいだと敷居が高いですけど、ある程度規模がある方には得ですよ。

加藤弁護士

企業との顧問契約で1番多く使っていただいているのは契約書のチェックです。あとは取引先とのトラブルが発生し

## 月額 3,500 円の顧問弁護士サービスが登場

### | 大家業に顧問弁護士は必要か？

満室経営新聞の読者さんの中で、顧問弁護士を付けている方は何人いるでしょうか？確定申告や決算書の作成などで税理士に依頼している方は多いですが、資産10億円を超えるメガ大家さんでも顧問弁護士がいる方はごく僅かだと思います。

しかし、不動産賃貸業では物件売買から賃貸まで、あらゆる場面において法律が必要となります。不動産の権利を保護する「民法」や「借地借家法」、不動産取引に関する「宅地建物取引業法」などがその代表的な法律です。このように大家さんというのは、たくさんの法の下で事業をおこなっています。そして他業種と比べても、裁判沙汰になるようなケースは意外と多いのです。

#### ■ 大家さんが抱える裁判トラブルの一例 ■

- ・ 家賃滞納
- ・ 損害補償
- ・ 売掛回収トラブル
- ・ 社員雇用トラブル
- ・ 敷引きトラブル
- ・ 買掛支払のペナルティ
- ・ 契約内容とサービスがマッチしていない
- ・ 不利な契約
- ・ 火事
- ・ 修繕
- ・ 相続
- ・ 売買
- ・ 管理契約紛争

### | お高い顧問弁護士のトホホな事例

難しい司法試験を突破している弁護士は、高学歴でプライドが高く態度もでかい。その上、月額5～10万もの顧問料を払いながら、裁判に勝っても負けても高い報酬を取られる…。

弁護士に対して、こんなイメージを持っている方は多いのではないのでしょうか？普通に暮らしている個人の方であれば、弁護士に依頼したいような問題が起こっても、顧問はおろか相談だけでもハードルが高いというのが現状でしょう。

今回ご紹介する「頼りーがる」を運営する会社は、あるトラブルで1千万円もの損害賠償請求をされたことがあるそうです。会社としてはまったく謂れのないものでしたが、被告側として弁護士を依頼して裁判した結果、

賠償金300万円で決着となったそうです。弁護士には「1千万円の損害賠償金を700万円値下げした」ということで、着手金とは別に報酬の支払いもおこなうことに。こちら側に非がないトラブルなのに、トータル500万円もの出費となり、とても不満が残るものだったそうです。このようにたとえ弁護士に依頼しても良い成果が得られる保証はなく、手間がかかる上に多額の費用がかかるということを考えると裁判をやらない方がいいケースもあります。

こうした経験から気軽に相談できる弁護士がいて、小規模大家さんでもトラブルに巻き込まれたときに少額で弁護依頼できるサービスがあったらいいな、という思いから「頼りーがる」を考案したそうです。

### | 弁護士費用徹底比較

前述したように不動産賃貸業や不動産投資はたくさんの法の下で事業をおこなうため、大家さんが訴訟にまで発展するトラブルに巻き込まれやすいという側面があるの

は事実です。では、実際に弁護士に依頼した場合、どのくらいのお金がかかるのか、建物明渡事件を例に見ていきましょう。

	通常の弁護士報酬	最近の弁護士報酬
相談料	5,000円～10,000円 / 都度	なし
着手金	<ul style="list-style-type: none"> <li>借主のみ、任意交渉のみの場合 10万円。連帯保証人含む場合 +5万円を加算</li> <li>訴訟が必要な場合の追加着手金。借主のみ +10万円、連帯保証人を含む場合 +5万円</li> </ul>	なし
裁判費用	訴訟となった場合の印紙代・郵券代実費	訴訟となった場合の印紙代・郵券代実費
成功報酬	<ul style="list-style-type: none"> <li>建物明渡ができた場合 20万円～（事案により異なる）</li> <li>滞納賃料を回収できた場合、回収額の 20%程度（回収額により異なる）</li> <li>強制執行となった場合の実費。残置物の量などにより異なる。10数万～100万円</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>強制執行となった場合の実費。残置物の量などにより異なる。10数万～100万円</li> </ul> <p>※成功報酬は実費以外掛からないが、しかし顧問料が毎月年間36万円ほどかかる。</p>

## 月額 3,500 円の顧問弁護士制度「頼りーがる」の仕組み

かつての弁護士報酬規程は廃止となり、平成16年4月より弁護士報酬は自由化され、弁護士と依頼者との間で金額や支払方法を自由に取り決めることが可能になりました。そのようななか、最近では相談料や着手金を無料で設定する事務所も増えてきました。しかし、毎月顧問料の支払いが発生し、トラブルが何もなくても**年間36万円**くらいの出費となるケースが多くなってきています。

そこで登場したのがリーズナブルに顧問弁護士制度を活用できる「頼りーがる」です。弁護士報酬は月額3,500

円という金額で、回数の制限なく何度でも弁護士に相談することが最大の特徴です。また着手金・成功報酬もかからないという点は非常にめずらしく「パッケージ（定額制）化された顧問弁護士制度」と言えるのではないのでしょうか。ではなぜこのような安価なサービスができるのか。これは保険でいうところの掛け捨てと同じ考え方なのです。つまり、「頼りーがる」の会員さんが度々法律トラブルに巻き込まれたとしても、「大数の法則」でトラブル件数が平均化されるから実現できるという仕組みです。



特長 1

## 相談内容は「何度でも」「何回でも」OK！

「頼りーがる」では経験豊富な弁護士がどんな相談内容も解決に導きます。その内容は不動産関連に留まらず、交通事故、相続、経営する会社のことなど、ご自身や家族に関わることなら何でも相談できます。基本はメール、またはサイト内のフォームからご相談いただくことにな

りますが、ケースによっては直接面談して対応できる場合もあります。いただいたご相談には担当弁護士がひとつひとつ丁寧に対応します。また、利用回数にも制限はありませんので何回でも相談することができます。



## 企業法務

リーガル・チェック **無料**

契約書作成 **無料**

内部規定作成 **無料**

内容証明作成費 **無料**

約書を求められたとき、たたき台となる契約雛形、特殊なケースの契約書作成、手から契約書を提示されたときに不利とならない為のリーガルチェック

## 不動産法務

滞納者への直接交渉 **無料**

滞納者退去成功報酬 **無料**

現地対応 50km以内 **無料**

遺言状作成費 **無料**

所有不動産名義・親族なら何棟でもOK

管理会社様などで、他人名義の不動産は対象になりません



特長 2

## 着手金・成功報酬が完全ゼロ円

「頼りーがる」では、弁護士に依頼する場合でも着手金や成功報酬などの別途費用を頂きません。月額費用 3,500 円のみで、家賃滞納者への直接交渉や契約書などのリーガルチェックを行います（※一定の要件を備えたものに

限ります）。ただし、証明書等の送付費用や差押・強制執行費用などの実費は別途有料になります。また、年商一億円を超える方は顧問料が必要となりますので、申し込みをする前に必ず事前連絡をしてください。



特長 3

## 顧問弁護士名の表示OK

「頼りーがる」の会員になると、顧問弁護士の氏名表示を月額費用のみで行うことができます。自社のホームページなどに顧問弁護士名を表示することで、取引先からしつ

かりした会社であるとの信頼を得ることができます。また、法の不知に付け込んだ不当な請求等を未然に防ぐことが期待されます。



特長 4

## 具体的な法的紛争が起きてからでは遅い

どんなことでも相談できる顧問弁護士がいれば、紛争リスクの指摘と解決案の提案を受けることができます。訴訟に発展した場合の大きな費用に比べ、毎月 1 回の飲み代以下のコストで、訴訟トラブルを未然に防ぐことのメリットは計り知れないでしょう。賃貸経営のインフラとして、「頼りーがる」を上手に活用してみたいかがで

通常顧問弁護士相場 月額 50,000 円

**月額 3,500 円** (税別) の顧問弁護士制度サービス

「頼りーがる」

相談内容は  
何でも、何回でも！

頼りーがるとは？  
頼りーがるは国家資格を持つ弁護士がどんな相談内容も解決に導きます。  
初年度登録費用 50,000 円 (税込)

着手金・成功報酬、完全 0 円

■ お申込みはこちらから ■

『頼りーがる』

<http://tayo-legal.com/>